

議案第51号

佐野市国際クリケット場条例の改正について

佐野市国際クリケット場条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和元年6月7日提出

佐野市長 岡部正英

佐野市国際クリケット場条例の一部を改正する条例

佐野市国際クリケット場条例（平成28年佐野市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「から午後9時30分まで」を「から午後10時まで」に改め、同項ただし書を削る。

第6条第1項中「クリケット場」を「別表第1に掲げる施設又は別表第2に掲げる附属設備（以下「利用許可施設等」という。）」に改める。

第7条中「クリケット場の利用」を「利用許可施設等の利用」に改める。

第11条中「にクリケット場」を「に施設等」に、「又はクリケット場」を「又は利用許可施設等」に改める。

第12条中「クリケット場」を「利用許可施設等」に改める。

第13条第1項中「、クリケット場」を「、利用許可施設等」に改める。

第14条中「クリケット場」を「利用許可施設等」に、「別表」を「別表第1及び別表第2」に改める。

第16条第1号から第3号までの規定中「クリケット場」を「利用許可施設等」に改め、同条第4号中「当該クリケット場」を「利用許可施設等」に改める。

第18条中「、クリケット場」を「、利用許可施設等（特別の設備の設置等又は物品販売等行為の許可を受けた利用許可施設等以外の施設等を含む。以下この条において同じ。）」に、「によりクリケット場」を「により利用許可施設等」に、「施設等」を「利用許可施設等」に改める。

別表を次のように改める。

別表第1（第6条、第14条関係）

区分	金額
----	----

第1 オーバル	営利を目的としない場合	1時間につき 2,410 円
	営利を目的とする場合	1時間につき 12,050 円
第2 オーバル	営利を目的としない場合	1時間につき 1,600 円
	営利を目的とする場合	1時間につき 8,000 円
練習ネット	営利を目的としない場合	1レーン1時間につき 210 円
	営利を目的とする場合	1レーン1時間につき 1,050 円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間とする。
- 2 使用料の額には、消費税額と地方消費税額との合計額に相当する額を含む。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第6条、第14条関係）

区分	金額
照明	1時間につき 550 円
天然芝ピッチ	1レーン1時間につき 1,160 円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間とする。
- 2 使用料の額には、消費税額と地方消費税額との合計額に相当する額を含む。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の第6条第1項の規定による利用許可施設等の利用、第8条第1項ただし書の規定による特別の設備の設置等又は第9条第1項ただし書の規定による物品販売等行為の申請及び許可その他のクリケット場の利用に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても

行うことができる。

理 由

佐野市国際クリケット場の開場時間及び使用料の額を変更し、並びに所要の規定を改めるため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第51号参考資料

佐野市国際クリケット場条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(開場時間)</p> <p>第4条 クリケット場の開場時間は、午前8時から午後9時30分までとする。ただし、営利を目的として利用する場合の開場時間は、午前8時から午後6時までとする。</p>	<p>(開場時間)</p> <p>第4条 クリケット場の開場時間は、午前8時から午後10時までとする。</p>
<p>2 (略)</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第6条 クリケット場を利用しようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。</p>	<p>2 (略)</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第6条 別表第1に掲げる施設又は別表第2に掲げる附属設備（以下「<u>利用許可施設等</u>」<u>という。</u>）を利用しようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。</p>
<p>2 (略)</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、クリケット場の利用を許可しない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(目的外利用等の禁止)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、<u>利用許可施設等の利用を許可しない。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(目的外利用等の禁止)</p>
<p>第11条 第6条第1項、第8条第1項ただし書、第9条第1項ただし書又は前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、許可を受けた目的以外にクリケット場を利用し、特別の設備の設置等をし、若しくは物品販売等行為をし、又はクリケット場の利用、特別の設備の設置等若しくは物品販売等行為の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。</p> <p>(利用等の取消し)</p>	<p>第11条 第6条第1項、第8条第1項ただし書、第9条第1項ただし書又は前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、許可を受けた目的以外に<u>施設等</u>を利用し、特別の設備の設置等をし、若しくは物品販売等行為をし、又は<u>利用許可施設等</u>の利用、特別の設備の設置等若しくは物品販売等行為の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。</p> <p>(利用等の取消し)</p>
<p>第12条 利用者は、クリケット場の利用、特別の設備の設置等又は物品販売等行為を取り</p>	<p>第12条 利用者は、<u>利用許可施設等</u>の利用、特別の設備の設置等又は物品販売等行為を取</p>

消そうとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならぬ。

(利用等の許可の取消し等)

第13条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合又はクリケット場の管理上特に必要があるときは、第6条第1項、第8条第1項ただし書、第9条第1項ただし書若しくは第10条第1項の許可（以下「利用等の許可」という。）に付した条件を変更し、クリケット場の利用、特別の設備の設置等若しくは物品販売等行為を制限し、若しくは停止し、又は利用等の許可を取り消すことができる。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(使用料)

第14条 クリケット場の利用の許可を受けた者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

(使用料の不還付)

第16条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) クリケット場の利用の許可を受けた者の責めに帰ることができない理由により当該許可を受けたクリケット場を利用することができなくなったとき。

(2) クリケット場の利用の許可を受けた利用日までに当該クリケット場の利用の取消しの許可を受けたとき。

(3) クリケット場の利用の許可を受けた利用日までに当該クリケット場の利用の許可を受けた事項の変更の許可を受けたことにより使用料が減額になったとき。

(4) クリケット場の管理上特に必要があるため、市長が当該クリケット場の利用の許可を取り消したとき。

(5) (略)

(原状回復の義務)

り消そうとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならぬ。

(利用等の許可の取消し等)

第13条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合又はクリケット場の管理上特に必要があるときは、第6条第1項、第8条第1項ただし書、第9条第1項ただし書若しくは第10条第1項の許可（以下「利用等の許可」という。）に付した条件を変更し、利用許可施設等の利用、特別の設備の設置等若しくは物品販売等行為を制限し、若しくは停止し、又は利用等の許可を取り消すことができる。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(使用料)

第14条 利用許可施設等の利用の許可を受けた者は、別表第1及び別表第2に定める使用料を前納しなければならない。

(使用料の不還付)

第16条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用許可施設等の利用の許可を受けた者の責めに帰することができない理由により当該許可を受けた利用許可施設等を利用することができなくなったとき。

(2) 利用許可施設等の利用の許可を受けた利用日までに当該利用許可施設等の利用の取消しの許可を受けたとき。

(3) 利用許可施設等の利用の許可を受けた利用日までに当該利用許可施設等の利用の許可を受けた事項の変更の許可を受けたことにより使用料が減額になったとき。

(4) クリケット場の管理上特に必要があるため、市長が利用許可施設等の利用の許可を取り消したとき。

(5) (略)

(原状回復の義務)

第18条 利用者は、クリケット場の利用が終了したとき、又は第13条第1項の規定によりクリケット場の利用、特別の設備の設置等若しくは物品販売等行為を停止され、若しくは利用等の許可を取り消されたときは、速やかに、許可を受けた施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

別表第1 (第14条関係)

区分	午前8時から午後1時まで	午後1時から午後6時まで	午後6時から午後9時30分まで
営利を目的としない利用の場合	1,620円	1,620円	1,620円
営利を目的とする利用の場合	5,000円	5,000円	

備考

- 1 本市の区域外に住所を有する者が利用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の額に100分の50を乗じて得た額を加算する。ただし、両毛広域都市圏内の足利市、桐生市、太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町及び邑楽町の区域内に住所を有する者は、本市の区域内に住所を有する者とみなす。
- 2 使用料の額には、消費税額と地方消費税額との合計額に相当する額を含む。

(新設)

第18条 利用者は、利用許可施設等（特別の設備の設置等又は物品販売等行為の許可を受けた利用許可施設等以外の施設等を含む。以下この条において同じ。）の利用が終了したとき、又は第13条第1項の規定により利用許可施設等の利用、特別の設備の設置等若しくは物品販売等行為を停止され、若しくは利用等の許可を取り消されたときは、速やかに、許可を受けた利用許可施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

別表第1 (第6条、第14条関係)

	区分	金額
第1オーバール	営利を目的としない場合	1時間につき2,410円
	営利を目的とする場合	1時間につき12,050円
第2オーバール	営利を目的としない場合	1時間につき1,600円
	営利を目的とする場合	1時間につき8,000円
練習ネット	営利を目的としない場合	1レーン1時間につき210円
	営利を目的とする場合	1レーン1時間につき1,050円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間とする。
- 2 使用料の額には、消費税額と地方消費税額との合計額に相当する額を含む。

別表第2 (第6条、第14条関係)

区分	金額

照明	1時間につき550円
天然芝ピッチ	1レーン1時間につき1,160円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間とする。
- 2 使用料の額には、消費税額と地方消費税額との合計額を相当する額を含む。

国際クリケット場



